

# 瑞泉寺文書(一)

日比野 晃

はじめに

愛知県犬山市にある青龍山瑞泉寺は、一六八六年(貞享三)五月に仁溪慧寛が誌した『青龍山瑞泉寺記』によると、日峰宗舜によって、その師である無因宗因を開山として、一四一五年(応永二二)に創建された。その後、義天玄承、雲谷玄祥、桃隱玄朔、雪江宗深がその跡を継ぎ、一四七〇年代より九〇年代(文明く明応)にかけては、景川宗隆、悟溪宗頓、特芳禅傑、東陽英朝が在住して、大いに隆盛を極めた。

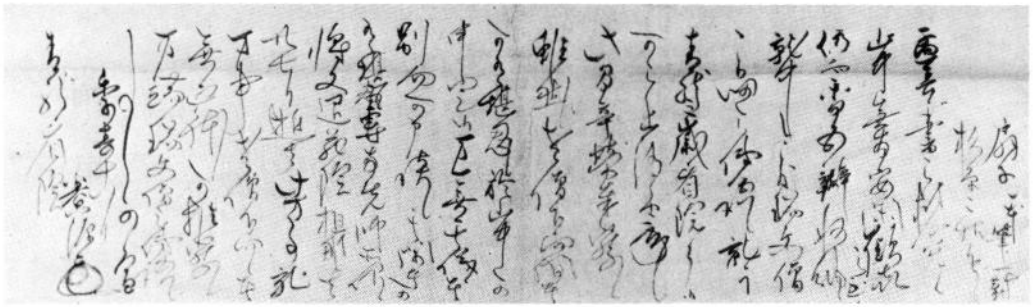
しかし、一六世紀中葉(天文く永祿)には、戦国争乱の余波を蒙って瑞泉寺は荒廃した。そこで一五七一年(元龜二)、用玄楚全が沢彦宗恩の介添によって、天下一統をなした織田信長から寺院再興の朱印状を受けて、復興への道を歩みはじめた。次いで一五九六年(文祿五)には、豊臣秀吉によって寺領が与えられ、漸次旧態に近づいていった。以後、一六〇一年(慶長六)には松平忠吉の朱印状、また、一六二一年(元和七)には徳川義直の黒印状によって寺領は安

堵され、徳川時代は歴代の尾張藩主によって安堵された。

ところが一八六八年(明治一)新政府の神仏分離令以来の廃仏毀釈運動と、一八七一年(明治四)に寺領を土地させられることによって、すでに幕末には衰退しはじめていた瑞泉寺は、こゝに存亡の機に立たされた。そこへ無学文突が一八八七年(明治二〇)に来住して、復興に務めてこれを立直らせた。そして現在に至る。

以上のような歴史をもつ瑞泉寺は、その歴史に関連する多くの古文書を所蔵していて、これまでに『大山里語記』や『尾張徇行記』にその一部分が紹介されてきた。しかし、歳月とともにそれらの文書も散逸したものが多し。そこで現在において、瑞泉寺に所蔵されている文書のうち二十七点を翻刻し、こゝに紹介する。

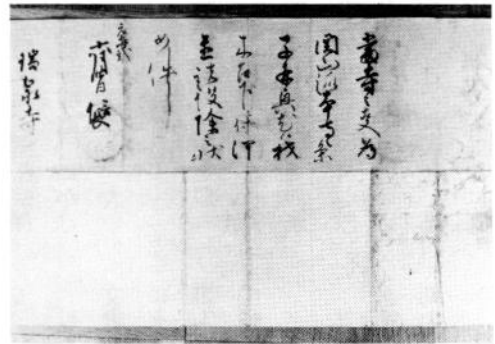
本稿作成にあたり、京都大学林屋辰三郎先生から御指導を、また京都市史編纂所森台冠久氏、瑞泉寺松田正道氏、龍濟寺関董光氏から御助力・御協力を頂いた。厚くお礼を申し上げる次第である。



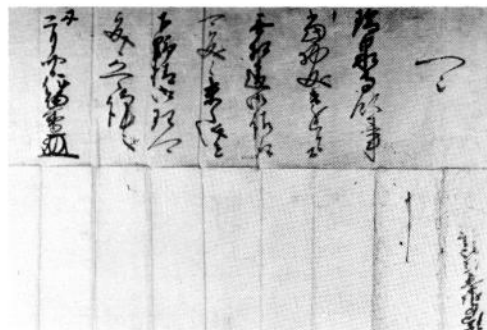
大濟禪師宗舜書狀



豊臣秀吉朱印状



織田信長朱印状



伊奈備前守忠次書状



石川備前守光吉書状

例言

一、文書のうち、用紙について特に注意する必要を認められたものには、文書名の下に（折紙）などと、その形状を注した。

一、文書の用紙の寸法は、文書名の下に記したが、これは現状の寸法であり、表装などされる以前の原寸ではない。

一、字体は原則として正字を用いた。

一、花押は（花押）とした。

一、印章は（印）とし、特に朱印は（朱印）、壺印は（壺印）とした。

一、文書の年月日・差出・宛所の位置などは、原文書の体裁を尊重することにとめたが、ある程度の統一を加えた。

一、本文などの改行は「印でもって示した。

一、本文には、適宜に句読点および並列点をつけた。

一、人名・寺名などの補注、その他翻刻者の推定に関する傍注は、（ ）を付して記した。

本稿に収録した文書は次の二十七点である。

- |   |            |             |    |                       |              |
|---|------------|-------------|----|-----------------------|--------------|
| 一 | 内田左衛門次郎寄進状 | 応永十二年九月三日   | 二二 | 千田善左衛門・都築市左衛門連署下知状（写） | （寛永十三年）二月廿三日 |
| 二 | 大濟禪師宗舜書状   | （年未詳）三月十八日  | 二三 | 千田善左衛門下知状             | （年未詳）三月二日    |
| 三 | 大濟禪師宗舜書状   | （年未詳）十二月十三日 | 二四 | 妙心寺役者衆連署達書（写）         | （年月日未詳）      |
| 四 | 瑞泉寺住持職掟書   | 康正二年 九月廿六日  | 二五 | 千宗室（玄々斎）書状            | （年未詳）六月十四日   |
| 五 | 織田信長朱印状    | 元龜二年 六月廿日   | 二六 | 織田下野守信方書状             | （年未詳）一月二日    |
|   |            |             | 二七 | 渡辺半藏定綱書状              | （年未詳）四月三日    |

六 旭窓知睡書状  
（文禄五年）一月廿七日

七 豊臣秀吉朱印状  
（年未詳）四月八日

八 石川備前守光吉書状  
（年未詳）四月十日

九 石川備前守光吉書状  
（年未詳）二月十日

一〇 石川宗林（光吉）書状  
（年未詳）三月五日

一一 石川藤石衛門尉書状  
（年未詳）十月廿三日

一二 伊奈備前守忠次書状  
（慶長六年）二月廿日

一三 瑞泉寺役者衆連署定書  
寛永九年 三月吉辰

一四 汾陽寺役者衆連署寄進状  
寛文十二年六月十二日

一五 仁溪慧寛書状  
（年未詳）十一月七日

一六 妙心寺役者衆達覚書  
寛政十二年一月廿二日

一七 妙心寺役者衆連署定書  
寛政十二年一月廿二日

一八 内田村庄屋・船人頭連署願書  
文政十二年三月

一九 作 内丞下知状  
天正十二年五月七日

二〇 伊奈忠次・彦坂光正連署下知状  
慶長十四年三月廿七日

二一 鈴木淡路守重泰書状  
（年未詳）四月十三日

二二 千田善左衛門・都築市左衛門連署下知状（写）

一 内田左衛門次郎寄進状

(縦三八種  
横五一・五種)

覚

一、山林四拾老町六反老畝八歩

但し

東五百八拾八間

西三百七拾六間

南貳百四拾八間

北貳百七拾間

右、私者ニ付、御寄附仕候事

応永十二

九月三日

内田左衛門次郎(花押)

日峰上人丈室

(右の文書は後世の偽文書であらう)

二 大濟禪師宗舜書状(二紙)

(縦二七・六種  
横九一・四種)

扇子一本、筆一對、杉原二帖進候

孟春、書令披閱候、山中無為安閑勸喜之至候、仍而香五瓣收納候、就中今度瑞文僧子細令伝語候、就于青龍三歳看院了候、可被上洛候、由承候、此間辛勞奉察候、雖然老僧下向間者、可有堪忍候、於山中可申定候、万一無其儀候者、別而可申談候、其閑者可有堪忍、專為先師所仰候、將又、退藏院旦那者廿七日逝去、此方事就万事、老僧下向候者無正体候、可推察候、万端瑞文僧之伝語候、事々不宣  
季春十八日

養源(花押)

青龍看院

(切封)

三 大濟禪師宗舜書状(二紙)

(縦二七・六種  
横八九・八種)

(義天玄詔)

青龍住山事、自愚溪申上候様者、我看院年数次第七春候、彼看院今三年候、只如此間看院可然候由被申候、如此分堪忍候者喜悅之至候、老僧下向之時、断殊更難叶候、妙心寺領又転候間、不及力候、可有推察候、將又、造宮等之事、御志之至喜入候、山中之式万端奉憑候、子細最掬候、令伝語候也、事々不宣

臘月十三日

宗(花押)

青龍看丈

(切封)

四 瑞泉寺住持職掟書

(縦四四・五纏  
横五四・五纏)

定

当山住持職之事、為開山、子孫之諸老、順次勤務可被致之事  
一、縱令雖為其仁没後、依兒孫之願望者、可被準当山一世之視篆之事

一、諸転位等者、上香開山真前而、職状可有降下之事

右之件々、先師遺命之定規也  
(日隆宗孫)

康正二年丙子九月廿六日

現青龍山主玄朔、於尔慈明庵下書  
(桃隱玄朔)

五 織田信長朱印状 (折紙)

(縦二八・五纏  
横四六纏)

当寺之事、為関山派本寺之条、早再興尤候、材木召下付、河並諸役除之状、如件

元龜式

六月廿日 信長 (朱印)

瑞泉寺

六 旭窓知擘書状 (折紙)

(縦三二・二纏  
横四六・四纏)

以上

今度御朱印頂戴之儀付、臥龍庵上京、得其意、則常住令披露、証状相調進之候、委曲順首座可有演説条、不能詳候、縷々不宣

孟春廿七日  
(文祿五年カ)

旭窓 知擘 (花押)

拜呈

瑞泉寺

役者中

七 豊臣秀吉朱印状 (折紙)

(縦四六・五纏  
横六六・四纏)

枝柿一折、数三百、遠路到来、悦思食候、尚石川備前守可申候也

卯月八日 (秀吉朱印)

瑞泉院

八 石川備前守光吉書狀（折紙）

（縦三一・五櫃  
横五〇櫃）

猶々、山林竹木、為寺僧私不可刈候、已上  
当寺之儀、南化和尚・天猷和尚、別而御肝煎付而、式目被遣候、一々  
不可有違輩候、以来猶可被任両和尚尊慮候、寺納者如御式目、以領  
米加修理、算用等專一候、恐々謹言

石川備前守

卯月十日

光吉（花押）

瑞泉寺

侍者中

九 石川備前守光吉書狀（折紙）

（縦三一・五櫃  
横四六櫃）

尚以、早々御音信、喜悦之至候、以上

御札令拜見候、殊更為御音信、はう丁式枚被遊、御意候、御懇意之  
至、別而本望存候、就中拙者身上之儀、先日国広被仰付、安堵仕、  
忝次第難申盡候、於礼体者可御心安候、近日江戸へ可能下候条、其  
刻以面可申入候、其内於我等大慶存候、尚追而可申入候、恐々謹  
言

石川備前守

二月十日

光吉（花押）

瑞泉寺

侍者中

一〇 石川宗林（光吉）書狀（折紙）

（縦三三櫃  
横四七・八櫃）

一卷啓候、遠路為御音信、御使僧殊更見申候、枝柿一折百、被懸御  
意候、過分至候、其元相替儀も無之由、千万目出度候、爰元相応之  
御用可被仰付候、我等義も心安京都在之事候、可御心易候、猶追  
而可申入候、恐惶謹言

（石川光吉）  
石川宗林

三月五日

（花押）

瑞泉寺

侍者御中

一一 石川藤右衛門尉書狀（折紙）

（縦三二櫃  
横四五櫃）

尚以、寄思召、遠路御使僧忝奉存候、以上

未得尊意候之処、預御使僧、殊更南都諸白樽老、大栗一折式百、被  
懸御意、被寄思召段、別而辱奉存候、上方相応之御用等可蒙仰候、  
不可有疎意候、猶御使僧口上申達候、致右略候、恐惶謹言

石川藤右衛門尉

十月廿三

（花押）

瑞泉寺様

一一 伊奈備前守忠次書狀（折紙）

（縱三三〇種  
横五〇種）

以上

瑞泉寺領之事、「当物成者進候間、無相違御請取」可被成候、米之儀者下野様御理「可」被成候、恐々謹言

丑（慶長六年）

二月廿日

かしく

伊奈備前守（花押）

瑞泉寺住持様  
参

一三 瑞泉寺役者衆連署定書

（縱三四種  
横四五種）

定

一、知客并侍者、貳百文

一、藏司并副寺者、參百文

一、書記并監寺者、四百文

一、都寺并首座者、五百文

右之條、香供於兩開山尊前「可」轉位者也、仍而衆評如件

寛永九壬申三月吉辰

徳授

宗貞（花押）

臨溪

永伊（花押）

輝東

慶珍（花押）

臥龍

宗順（花押）

龍泉

乾龍（花押）

青龍山瑞泉禪寺

一四 汾陽寺役者衆連署寄進狀

（縱三七・三種  
横五二・二種）

某等欽啓、青龍開山大濟禪師之大手蹟、自洛陽正法山、所賜汾陽広照禪師「雲谷支符」雲筆也、二百余年來雖秘在山中、憑臨溪塔主禪海座元、多年瞻恋寄附焉畢、敬献之文房、楮封永耀彩矣、委「悉」不宣

（日峰宗舜）

（妙心寺）

汾陽寺

侍真

惠周（花押）

維那

祖昌（花押）

納所

祖淵（花押）

侍衣

玄寔（花押）

住持

祖崑（壺印）

時寛文十二壬子年

閏林鐘十二日

拜進

瑞泉寺

兌僧禪師

一五 仁溪慧寬書狀

(縦一六・六種)  
横四一・五種)

猶々、新八殿へも御内方へも同筆ニ申度候、遠方故御無音計ニ打過、不本意候

其後者以一書不申候、寒氣いかゞ御座候哉、弥御一家御無事ニ御入候半と、目出度申候、拙僧事、先月讃州高松へ渡り、廿三日法泉寺へ入院、儀式首尾能仕舞申候処、無案内ニ候へ共、取持衆多候故、心安有付申候、其元ニ居申候内、毎々御念比之段忝存候、猶任後音候、時々不宣

十一月七日

法泉寺

仁溪(花押)

木納清三郎殿 参

一六 妙心寺役者衆達覚書

(縦三一・一種)  
横八七種)

覚書

今般其寺ヨリ願出ソロ趣、無余儀筋ニソロへハ、格別之衆議ヲ以、別紙之通品目相定遣ソロ、然ル上ハ輪番之和尚衆ヨリ被相納ソロへハ、兩開祖供養太切之儀ハ勿論、尋常質素ヲ相守、相統筋致專要、永代屹度一助ニ相成ソロ様、取計容易ニ心得間敷ソロ、尤以來兩開祖遠忌等之節モ闕典之筋無之様、平生護念可有之者也

寛政十二庚申歲正月廿二日

妙心寺

瑞泉寺

一七 妙心寺役者衆連署定書

(縦四〇・七種)  
横一〇七・七種)

定

- 一、住持職料 金壹兩貳歩
  - 一、開山香資 同壹兩
  - 一、創建開山香資 同壹兩
  - 一、本山開山忌香資 銀拾匁
  - 一、開山忌香資 同拾匁
  - 一、創建開山忌香資 同拾匁
  - 一、代焼香料 金壹兩
  - 一、展待料 同參歩
- 右、衆評如件

寛政十二庚申歲正月廿二日

妙心寺(印)

瑞泉寺

聖沢院

宗遜(花押)

靈雲院

紹拙(花押)

東海庵

慈温(花押)

龍泉庵

全珂(花押)



一八 内田村庄屋・船人頭連署願書

(縦三〇・五釐  
横四一・七釐)

乍恐奉頼上候御事

一、当村渡給御墨附、田老町六反、当所有之

外、

高式拾三石七斗四升五合、葉栗郡浅井村有之  
但し、是ハ永銭高九貫九百五十文也

右御墨附二通、外同五通、都合七通御座候、古来私共持来候得共、火盗用心等茂悪敷有之候付、御寺御宝蔵江御預ケ置申度候付、奉頼上候、何卒右之段宜敷奉頼上候、以上

内田村庄屋

久左衛門(印)

文政十二年

同村船人頭

丑三月

武八(印)

瑞泉寺

御役院衆中様

一九 作 内丞下知状(折紙)

(縦二九・九釐  
横四六・六釐)

以上

舟頭給之事、八人、島屋敷共、老町六反半、但九貫九百五十文之由候、田老町六反、此分前々取来候由候間、今以無相違申付候、自然此内松林於在之者追々遂糺明、可隨其者也、如件

天正十二

五月七日

作 内丞(花押)

犬山内田渡

舟頭八人

二〇 伊奈忠次・彦坂光正連署下知状(折紙)

(縦三二・三釐  
横四五・三釐)

尾州丹羽郡 犬山船頭給事

合式拾三石七斗四升五合

葉栗郡内 東浅井村

右、任先規渡置候、弥不嫌夜中、渡舟可仕者也、仍如件

慶長拾四年

西

三月廿七日

(伊奈)  
伊 備前守

(印)  
忠次(花押)

彦坂九兵衛

光正(花押)

犬山

舟頭

二一 鈴木淡路守重泰書状(折紙)

(縦二九・二種)  
(横四五種)

大山舟頭給、駿州(彦坂光正)色々申越、備前守殿・九兵衛殿御判取寄申、  
舟頭共可有御渡候、是ハ末代之御判候間、其分可被仰候、恐々  
謹言

卯月十三日

(鈴木重泰)  
鈴木淡路守

(花押)

宗善

人々中

二二 千田善左衛門・都築市左衛門連署下知状(写)(折紙)

(縦二七・八種)  
(横四二種)

諸役御免之覚

一、うち田村舟頭町耆町之高八拾六石分、先年諸役御免之義候  
間、縦何やう之御役等候とも、聊以相勤申ましく候、為後日、仍  
如件

(三カ)  
寛永拾七年

子ノ二月廿三日

(正虎)  
成瀬隼人正代

千田善左衛門  
同

都築市左衛門

舟頭八人

二三 千田善左衛門下知状(折紙)

(縦三〇・四種)  
(横三四種)

内田村船頭共、此度遣候儀、以前無之儀候へ共、指当用事付、  
頼候而遣候、以来例成間敷候、為後日如此候、以上

慶安四年

卯  
三月二日

(千田善左衛門)  
千善左 (花押)

内田村

清三郎

同

船頭中

二四 妙心寺役者衆連署達書（写）

（縦一八〇  
横九八〇）

衆議啓、今般從「公儀、攘夷御一決被」仰出候、付而者、不慮之儀、難計哉、被思召、御守衛之御触、達茂有之、奉恐入候御事、候得共、實、於法門、国家安全之「御祈念可摧肝胆次第、付、当春制間九十日之間、就」本山幽丈別段祈禱修行候、尤於末派茂尽丹精、別修「祈念、可奉報國恩儀者申」諭迄も無之儀、候得共、前条「不容易御時節」候得者、愈以「銘々至心禱可有之候、且毎々」相触置候儀、候得共、猶更僧儀「敵愾」相守、宗門之規箴「如法可為肝要候間、此旨可」被得其意候、不宣

聖沢院

梵実花押

雲雲院

宗普同断

東海庵

惠孺同断

龍泉院

慧耕同断

尾張

瑞泉寺

追啓、公儀御禁之邪教、其余「不審之教法相学候者、聊有之

（以下欠落）

二五 千宗室（玄々齋）書状

（縦一六・五〇  
横四七・七〇）

貴墨系披見、酷暑之「節、愈御安全、被成御勤」賀上候、当方無事罷在候、陳者、暑中御尋問も念書「并、白砂糖沢山」被送下、「千万忝打寄、賞翫大悦」不斜候、家族「御加筆忝、尚」宜敷御挨拶申出候、「乍末筆御家内様」宜敷「頼上候、今暫時炎威甚敷、」折角御厭可被成候也、頓首

林鐘十四日

玄々齋

山上宗全老

二六 織田下野守信方書状

（縦一七〇  
横四七・八〇）

改年之御慶不可有「尽期候、」公方様・大納言様益「御機嫌能被成御座、年始」御規式如御嘉例、首尾好「相済可申、奉恐悦候、将又、」貴様弥御堅固可為「御越年、珍重存候、為御祝詞」如此御座候、猶期永日候、恐惶「謹言

織田下野守

正月二日

信方（花押）

金森左京様

人々御中

二七 渡辺半蔵定綱書状（折紙）

（縦三一・三纏  
横四四・五纏）

同名半九郎儀、「御知行拝領付、其砌其元宿所」御入来之由、過分之  
至候、為其如此候、「恐惶謹言」

渡辺半蔵

定綱（花押）

四月三日

一乘院